

13 春日部市

建設 工事	設計 測量	土木 施設 管理	書 類 名	摘 要
			1 委任状(様式C-5)	代理人を置く事業者が申請する場合
			法人市民税、個人市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税の納税証明書(写し可)	<p>(法人の場合) ・春日部市に対して、法人名義で「法人市民税、固定資産税、軽自動車税」の納税義務がある場合、申請日前3か月以内に発行した直近1年分の納税証明書(写し可)を提出してください。</p> <p>(個人の場合) ・春日部市に対して、個人名義で「個人市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税」の納税義務がある場合、申請日前3か月以内に発行した直近1年分の納税証明書(写し可)を提出してください。</p> <p>申請時点において、納期限が到来している税額について未納がある場合は、申請は受理しません。</p> <p>法人設立後又は市内に営業所等を構えて間もなく、証明書が出ない場合(一度も事業年度が終了していない場合)は、法人の設立等に関する申告書(受付印のあるもの)の写しを提出(電子申請による場合は、電子申請の受付・届出の受付状況がわかるリスト及び届出をした場合には、完了通知のメールが返信されるので、その写しを添付)してください。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響等により市税等の特例猶予措置を受けている場合は、納税証明書に加えて徴収猶予許可通知書の写しを提出してください。</p>
-	-	-	3 経営事項審査の総合評定値通知書の写し	申請日現在有効なもので、複数ある場合は最新のものを、(総合評定値通知書の有効期間は、審査基準日から1年7か月です。)
-	-	-	4 建設業許可通知書の写し又は建設業許可証明書<写し可>	<p>・申請日現在で有効な全ての業種を含む許可通知書(証明書)を提出してください。</p> <p>3と許可番号・許可区分(般・特)が違う場合は3に該当する許可通知書(証明書)も添付してください。</p>
-	-	-	5 建設業許可申請書(様式第1号)及び営業所一覧表(別紙二)の写し	<p>・申請日現在有効な全ての業種・許可区分(般・特)を含む申請書類を提出してください。(新規・更新、業種追加、般・特新規)</p> <p>・許可行政庁の受理印が押印されているもの、受理印が表紙に押されている場合は表紙も必要です。</p> <p>更新中の場合は、更新前の許可通知書(証明書)と更新申請書(行政庁の受理印のある)の写しを提出してください。</p> <p>建設業許可の申請内容(商号・代表者・所在地・業種・使用人等)に変更があった場合は建設業許可の変更届出書(様式第22号の2)・廃業届(様式第22号の4)(行政庁の受理印のある)の写しも提出してください。</p>
			6 事業所の写真・案内図(様式C-10)	<p>・申請する事業所の所在地が、春日部市内の場合に提出してください。</p> <p>・写真は、事業所全景写真(看板等、社名が確認できるもの)及び事業所内部が広範囲に写っているものを各1枚を添付してください。</p> <p>・案内図は、目印となる道路・建物・店舗等を含めて記載してください。</p>
			7 資格審査申請日時点で有効なISO9001の認証取得証の写し	<p>【建設業法に規定する主たる営業所の所在地が、春日部市内の場合のみ対象】</p> <p>・ISO9001の認証を取得した事業者が対象です。</p> <p>ISO9001を認証されていて共通書類としてその写しを提出している場合は、提出する必要はありません。</p>
			8 資格審査申請日時点で有効な春日部市機関等と協定等を締結し、災害防止活動等への協力体制を整えていることを確認できる書類の写し	<p>【建設業法に規定する主たる営業所の所在地が、春日部市内の場合のみ対象】</p> <p>・春日部市機関等との協定書や登録証又は証明書などにより、資格審査申請日時点において協力体制を確認できるものを提出してください。</p>
			9 障害者雇用状況報告書の写し又は障害者雇用の状況	<p>【建設業法に規定する主たる営業所の所在地が、春日部市内の場合のみ対象】</p> <p>・次の条件のいずれかを満たす事業者 ア.「障害者の雇用の促進等に関する法律」第43条の規定に基づく報告義務がある場合 申請日直近の6月1日現在において雇用する障害者の数が法定雇用障害者数以上であり、主たる営業所を管轄する公共職業安定所に障害者の雇用に関する報告書の写しを提出した事業者が対象です。 イ.「障害者の雇用の促進等に関する法律」第43条の規定に基づく報告義務がない場合 申請日時点において障害者を1人以上雇用し、障害者雇用の報告書を提出した事業者が対象です。</p> <p>障害者雇用状況報告書の写し又は障害者雇用の状況を共通書類として提出している場合は、提出する必要はありません。</p>

【春日部市提出書類】の問合せ先
 春日部市 総務部 契約課 契約担当
 TEL:048-736-1128(直通)
 FAX:048-733-3826